

## 特定教育・保育施設における利用定員の設定について

### 1. 子ども・子育て会議の役割について

子ども・子育て支援法第 77 条の規定により、市町村子ども・子育て会議の役割として、以下の事務を処理することとされています。

- 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事項（法第 31 条第 2 項）

市町村長が行う「確認」に際して必要となる「利用定員の設定」にあたり、あらかじめ、市町村子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないとされています。

### 2. 利用定員について

利用定員は、子ども・子育て支援新制度において、施設・事業者が施設型給付の対象となることの確認を受ける際に定める人数であり、その設定は、施設・事業者からの申請に基づき、1号・2号・3号認定子どもの区分に応じて市町村が行うことになります。

利用定員の設定にあたっては、認可定員の範囲内で設定することが必要であり、認可定員を超えて設定することはできません。

- ※1 施設型給付とは教育・保育施設を通じた共通の給付です。
- ※2 認可定員とは、施設の認可を受ける際に、その設備及び運営の基準を満たす定員を指します。教育・保育施設については、大阪府が認可を行います。

### 3. 認可定員を増員する教育・保育施設に係る利用定員について

平成 29 年 4 月から認可定員を増員する教育・保育施設は 2 施設あります。いずれの施設についても、認可基準を満たしている（予定も含む）ことから、次のとおり利用定員を定めようとするものです。

No.	施設の名称	認可定員数					利用定員数					
		1号	2号	3号		合計	1号	2号	3号		合計	
				0歳	1~2歳				0歳	1~2歳		
1	ワンワン認定こども園	変更前	9	81	9	51	150	9	81	9	51	150
		変更後	15	81	9	51	156	15	81	9	51	156
2	しいの実こども園	変更前	12	84	7	49	152	12	84	7	49	152
		変更後	15	84	7	49	155	15	84	7	49	155

※ワンワン認定こども園、しいの実こども園は 1 号認可定員を増員